

第2期輪島市国土強靱化地域計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

輪 島 市

目 次

I はじめに	1
II 基本的な考え方	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 基本目標、事前に備えるべき目標	2
4 基本的な方針	3
III 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 起きてはならない最悪の事態の設定	4
3 脆弱性評価の結果	5
IV 推進方針	6
1 推進方針の策定及び整理	6
2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針	7
(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	7
(2) 住宅・都市	9
(3) 保健医療・福祉	11
(4) エネルギー	12
(5) 情報通信	13
(6) 交通・物流	14
(7) 農林水産	15
(8) 国土保全	16
(9) 環境	16
(10) 土地利用	17
V 計画の推進	18
別紙「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価	19
別表 個別事業一覧	

I はじめに

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)」(以下「基本法」という。)が公布・施行された。基本法の前文で掲げられているように、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。また、基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、本市においても、令和 2 年 5 月に「輪島市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定し、本市の強靱化に向けた施策に取り組んできたところである。

このような中、令和 6 年元日に本市を襲った「令和 6 年能登半島地震」及び令和 6 年 9 月に発生した「令和 6 年奥能登豪雨」の二重被害は、市全域に未曾有の壊滅的な被害をもたらした。人的被害は、死者・負傷者を合わせ 812 人、住家被害は 11,885 棟(いずれも令和 6 年能登半島地震、令和 6 年奥能登豪雨を合わせた数、令和 8 年 2 月現在)となり、水道、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断した。能登半島地震による避難者数は 12,000 人を超え、道路インフラは大動脈である「のと里山海道」及び国道 249 号において 11 箇所が通行止め(いずれもピーク時)となり、県道・市道においても多数の通行止めが発生、河川、砂防、港湾などの公共土木施設も多数の被害を受けた。さらに朝市通りを中心に地震による大規模な火災が発生し 264 棟が焼損、焼失面積は約 49,000 平方メートルに及んだ。現在、輪島市復興まちづくり計画を策定し、復旧・復興に向けた取組を進めているところである。

本計画は、令和 6 年度で 5 年間の計画期間を終えるため改定する必要があったが、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨による被災に伴い、これらの災害を検証した上で改定を進めていくことが効果的であるとの判断から、計画期間を 1 年延長し、令和 7 年度に改定の検討を進めたものである。なお、本計画に位置づける個別事業については、別表(個別事業一覧)とし、必要に応じ随時見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の 4 項目を基本目標として、強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

また、これらの基本目標を達成するため、以下の項目を事前に備えるべき目標として設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針の下、本計画を策定・推進する。

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組を推進する。
- ⑥ 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ⑩ 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による甚大な被害をふまえた計画とする。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】

○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価(脆弱性評価)

○強靱化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3 脆弱性評価の結果

24の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙のとおりである。

IV 推進方針

1 推進方針の策定及び整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。

※()に記載した数字・記号は、それぞれの推進方針が対応する「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価及び推進方針を示している。

また、施策分野として、以下の10の個別施策分野と6つの横断分野を設定した。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉
- ④エネルギー ⑤情報通信 ⑥交通・物流 ⑦農林水産
- ⑧国土保全 ⑨環境 ⑩土地利用

(横断分野)

- A リスクコミュニケーション B 人材育成 C 官民連携 D 老朽化対策
- E 研究開発 F デジタル活用

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1 で設定した施策分野(個別施策分野)ごとの推進方針を以下に示す。

(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

①行政機能

1) 市役所の業務継続体制を強化(3-1-1)【防災対策課、復興推進課】

- ・災害時の業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- ・円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ(戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等)の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

2) 通信手段の確保(3-1-2)【防災対策課】

- ・地上系通信インフラのリダンダンシー(多重性・代替性)である衛星通信システムを確保して、災害に強い情報通信環境を構築する。

3) 市庁舎の耐震化、非常用電源の整備推進(3-1-3)【防災対策課、監理課】

- ・庁舎機能等を核とした、公共施設の再編・再整備を検討する等、地域の再生として、安全かつ、利用しやすい場所への公共施設等の集約や再整備を推進する。
- ・停電による通信不能を回避するため、非常用電源(自家発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講ずる。

4) 大規模災害時の状況把握、救助、被害拡大の防止等を行う災害対策本部の機能強化(2-1-1)【防災対策課】

- ・災害対策本部の機能(衛星携帯電話やインターネット、会議モニター、WEB 会議対応、雨水貯水槽等)を強化し、TEC-FORCE 及び DMAT(災害派遣医療チーム)等との連携体制、消防団や自主防災組織等との連絡・調整機能の強化を図る。
- ・地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

5) 災害対応の DX 技術を運用できる人材、資機材の確保(6-2-3)【土木課】

- ・自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。

6) 避難所における生活環境の向上が図られるよう取組、人材育成を推進(2-3-1)【防災対策課】

- ・市民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない施設または場所を災害の種類ごとに、避難場所として確保するほか、避難場所までの避難路の確保・整備を推進する。
- ・被災時の避難所の良好な生活環境の確保として、情報管理、物資やトイレの確保、入浴等の健

康管理等の充実を図る。

- ・今回の被災を踏まえ地域防災計画を見直すとともに、市民等が行う自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)の策定支援を行う。
- ・指定避難所及び福祉避難所の機能(自動開錠ボックス、衛星携帯電話やインターネット、物資倉庫、夜間照明、マンホールトイレ、雨水貯水槽、地下水等利用、ペット対応等)を強化する。
- ・安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全・安心な社会づくりに貢献するために必要な知識や技術を身に付ける教育を推進する。

7) 災害ボランティアの受入れ環境整備(6-2-1)【市民課】

- ・被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。

8) 応急用食料・飲料水の備蓄確保(2-4-1)【防災対策課】

- ・平常時から災害の発生に際して、必要となる非常食の備蓄に努める。初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、被災地における迅速な対応を図るため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄に配慮する。備蓄の目標は、令和6年能登半島地震発生時の実績を基に、人口の6割の2日分とする。

②警察・消防等

1) 被災した消防団詰所や消防水利の復旧を推進(1-2-2)【防災対策課】

- ・地域消防力の機能回復を促進するため被災した消防団詰所や消防水利の復旧に要する経費を支援する。

③防災教育

1) 地区防災計画の策定と防災活動の促進(1-1-3)【防災対策課】

- ・今回の被災を踏まえて、地域防災計画を見直すとともに、市民等が行う自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)の策定支援を行う。
- ・地区防災計画により、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。

2) 防火思想の普及(1-2-1)【防災対策課】

- ・防火思想の普及、消火器具の使用方法等について啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
市役所業務継続計画	未策定	策定済
衛星携帯電話整備台数	11	11
市庁舎の非常用電源の稼働時間	2 日	2 日
防災士数	655 人	800 人
災害用備蓄品備蓄数(食料)※主食及び高齢者食	32,860 食	70,000 食
災害用備蓄品備蓄数(飲料水)※500ml/本	46,560 本	142,199 本
消防団員の充足率	83.7%	100%

(2)住宅・都市

①建物の耐震化、防災道路ネットワークの強靱化、市街地整備における防災対策強化

1)住宅の耐震化、防災機能の強化(1-1-1)【復興推進課、まちづくり推進課】

- ・耐震性に優れた住宅の建設・改修を進める。
- ・住宅や事業所等における自立・分散型のエネルギーの活用として、太陽光発電設備や蓄電池の設置、電気自動車の普及等、災害にも強い地域のグリーンイノベーションの取組を推進する。

2)住宅、集合住宅単位の備蓄を推進(2-3-2)【防災対策課】

- ・個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築を促進する。

3)災害時における幹線道路のリダンダンシー(多重性・代替性)の確保(2-1-3)【土木課】

- ・広域交流軸である能越自動車道(輪島道路(Ⅱ期))をはじめ、のと里山空港へのアクセス道路に代表される都市連携軸や緊急輸送道路(国道 249 号、輪島浦上線、珠洲里線等)からなる防災道路ネットワークの早期確立、強靱化を国や県に要請する。また、道の駅の機能強化や災害時の輸送路の確保、孤立集落の発生防止に取り組む。

②避難路、緊急避難の場、防災拠点の整備

1)指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等の見直しと周知徹底(1-3-2)【防災対策課】

- ・令和 6 年の地震、豪雨災害の発災直後の避難状況を振り返り、問題点、課題の整理を行う。また、ハザードマップの見直しを踏まえ、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を見直すとともに、町内会(自治会)、自主防災組織、防災士会等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、周知徹底を図る。

2)自動車を使った津波避難の検討を推進(1-3-3)【防災対策課】

- ・自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で検討

を行う。

③上下水道の強靱化、代替性の確保

1) 上下水道施設の耐震化の促進(2-4-2, 2-6-2, 5-4-1)【上下水道局】

- ・上下水道施設の耐震化の促進等により、リダンダンシー(多重性・代替性)の確保を促進する。
- ・被災時の対応力を高めるために浄水場や水道施設、または避難所に給水ポイントとなる施設を整備する。

2) 小規模分散型の上下水道インフラ構築の推進(2-4-2, 5-4-2)【上下水道局】

- ・水源の多様化や位置分散を図りながら、小規模・低コストで導入可能な水処理・給水システム等、災害に強い、水道インフラの検討を行う。
- ・災害に強く持続可能な上下水道インフラを構築できるよう、小規模分散型水循環システム等をはじめとした、新たな技術の活用についての検討を行う。

3) 災害時における、し尿処理体制の強化(2-6-2)【防災対策課】

- ・携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するなど、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。

④災害時に避難場所としての機能を担う公共施設等の耐震化及び空調設備の整備

1) 公共施設等の耐震化(1-1-1)【福祉課、子育て健康課、教育総務課、生涯学習文化課】

- ・避難所としての機能を担う学校施設、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が利用する公共施設等について耐震化を推進するとともに、空調設備の整備を進める。

⑤文化財の被害軽減策の強化

1) 文化財の被害を抑制する啓発、整備を推進(6-5-1)【生涯学習文化課】

- ・文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。また、火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

2) 地域コミュニティの充実を図る取組を支援(6-5-2)【生涯学習文化課】

- ・自然災害からの復興に当たって、地域の復興意欲の創出や象徴となり得る地域独自の文化や生活様式等の伝承に努めながら、防災・減災を意識したまちづくりを進め、地域コミュニティの充実を図る取組を積極的に支援する。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
住宅の耐震化率	45.2%(R1)	90.0%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	77.8%(R1)	90.0%
指定避難所の指定施設数	48箇所	40箇所
福祉避難所の協定数	高齢者 13 障がい者 5 妊産婦・乳幼児 4	高齢者 11 障がい者 4 妊産婦・乳幼児 2
水道基幹管路における耐震適合率	52.7%	80.0%
下水道施設の耐震化数	2処理場	3処理場
重要な下水道管きょにおける耐震化率	24.3%	30.0%
マンホールトイレの数	1箇所	1箇所
携帯トイレの備蓄数	96,180回分	95,000回分

(3) 保健医療・福祉

① 災害時における医療提供体制の強化

1) 医療体制、搬送体制の整備(2-2-1)【市立輪島病院】

- ・市立輪島病院は石川 DMAT 指定病院となっており、災害時対応訓練、市の総合防災訓練等を通じて DMAT(災害派遣医療チーム)の機能の維持向上を図る。
- ・災害時に DMAT(災害派遣医療チーム)や医薬品などのニーズ把握、支援要請などを的確に行うため、関係機関と連携した医療機能維持に必要な各種協定の締結、情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、医療体制や搬送体制の整備を推進する。

2) 医療施設の耐震化を推進(2-2-2)【市立輪島病院】

- ・市立輪島病院については、必要な病床機能の再検討を行うとともに、災害で破損等した院内及び建物の大規模修繕を実施し耐震性を強化する。

3) 搬送経路の確保(2-2-3)【土木課】

- ・幹線道路のリダンダンシーとして、広域交流軸である能越自動車道(輪島道路(Ⅱ期))をはじめ、のと里山空港へのアクセス道路に代表される都市連携軸や緊急輸送道路(国道249号、輪島浦上線、珠洲里線等)からなる防災道路ネットワークの早期確立、強靱化を国や県に要請する。
- ・緊急輸送道路等の無電柱化を推進する。

② 感染症対策の推進

1) 避難所における感染症対策の推進(2-6-1)【子育て健康課】

- ・災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
DMAT 配備数	1 チーム	現状維持
市立輪島病院の業務継続計画	策定済	更新
ドクターヘリのランデブーポイント数 (場外離着陸場)	35 箇所(R3)	現状維持
市立輪島病院の食料・飲料水備蓄量 (医療従事者用を含む)	3 日分	3 日分

(4) エネルギー

① エネルギー拠点の強靱化・分散化

1) 地域のエネルギー拠点の災害対応力の強化(5-3-2) 【防災対策課】

- ・減少している末端供給能力(サービスステーション(SS)やLPガス充填所等)の維持・強化、各家庭や災害時に避難所となる公共施設、学校、災害拠点病院等の重要施設における自家発電設備等の導入、軽油やLPガスといった燃料の備蓄等を促進する。
- ・ドローンやAI、センシング技術といった最新のデジタル技術を活用し、設備点検の効率化・高度化を図る。

② エネルギーの多様化と分散化

1) 自立・分散型の電力供給網の確保(2-4-3、5-2-2) 【復興推進課】

- ・非常用電源の多様化や、太陽光や風力(洋上・陸上)発電、バイオマス発電等、環境に優しいエネルギー利用の推進を通じて自立・分散型の電力供給を確保する。

③ 電力供給網の強靱化

1) 電力融通の円滑化、災害時の電力供給機能の強化(5-2-1) 【農林水産課】

- ・電力施設の整備対策電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策を推進する。
- ・倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大を進める。

2) 送配電施設のハード・ソフト対策を推進(1-6-2) 【防災対策課】

- ・寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備など、ハード・ソフト対策を実施する。

④エネルギー供給網の災害対応力強化

1) 燃料供給ルートの確実な確保(5-3-1)【防災対策課、農林水産課、土木課、まちづくり推進課】

- ・多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場(以下「臨時離着陸場」という)の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量の輸送を行うための船舶の確保や、港湾、漁港等の整備を図る。

⑤エネルギー供給事業者の持続化、設備点検の効率化・高度化

1) 石油販売業者の持続性の確保(2-4-4)【監理課】

- ・燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進し、平時から受注機会の増大など配慮するよう努める。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
燃料(エネルギー)供給事業者との災害協定	1者と協定	1者と協定

(5) 情報通信

①災害時において、災害情報等の収集・伝達・共有が行えるよう各種整備を行う

1) 通信手段の確保(3-1-2) ※再掲【防災対策課】

- ・地上系通信インフラのリダンダンシー(多重性・代替性)である衛星通信システムを確保して、災害に強い情報通信環境を構築する。

2) 防災DXの取組を推進(6-4-2)【防災対策課】

- ・災害対応機関が収集した被害状況等の映像情報等を収集できるよう「防災IoT」インターフェースの実装や、災害時情報集約チーム(ISUT)の充実強化等の防災DXに取り組む。

②全ての者が正確な情報を入手できるよう情報提供手段の整備等を進める

1) 住民への情報通信インフラの強化(5-1-1)【防災対策課、復興推進課】

- ・住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等の多様な情報伝達手段の整備促進を図る。
- ・孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備を進める。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
輪島市公式LINEの登録者数	19,000人	現状維持

(6) 交通・物流

① 緊急輸送道路等の強靱化

1) 緊急輸送道路ネットワーク等の応急工事の推進、強靱化の要請強化(2-5-1)【土木課】

- ・被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。
- ・都市連携軸や緊急輸送道路(国道249号、輪島浦上線、珠洲里線等)からなる防災道路ネットワークの早期確立、強靱化を国や県に要請する。

2) 道路の強靱化(1-1-2)【土木課】

- ・緊急輸送道路等の強靱化及び無電柱化を進める。

② 港湾施設の耐震・耐波性能の強化

1) 輪島港の強靱化(2-1-2)【港湾利活用推進室】

- ・三方を海に囲まれた能登半島では、緊急時には陸路のみならず海上からの物資輸送が必要となるため、輪島港の強靱化を要請し海上輸送網の確保を図る。

③ 道路啓開や災害復旧を迅速に実施できる体制の強化

1) 道路等の啓開に必要な体制の強化(2-5-2)【土木課】

- ・災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備や装備資機材等の充実を図る。

2) 建設産業の担い手の確保・育成を推進(6-2-2)【土木課】

- ・災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

3) 除雪計画の策定と除雪体制の構築(1-6-1)【土木課】

- ・路線の重要性、交通量、除雪の可能性等を勘案し、除雪計画により計画路線の確保に努める。計画路線の決定にあたっては、県の除雪計画と十分調整する。
- ・生活道路を確保するため、異常降雪の場合の除排雪は、関係機関、町内会等の協力を得て適宜にこれを行う。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
道路施設の長寿命化計画策定率	100%	100%
長寿命化補修実施済み橋梁数	24	30
市内建設業事業所数	45	50
市内除雪事業者数	39	45
除雪オペレーター人数	166	180

(7) 農林水産

① 農林水産業に係る生産基盤等の保全

1) 農林水産業の生産基盤の復旧及び耐震化の推進(4-1-1)【農林水産課】

- ・被災した農地、農業用施設、地すべり保全施設、海岸保全施設について、国や県と連携して早期復旧を目指す。
- ・漁業・水産加工業等の水産業を再興するため、港湾・漁港・各種施設の迅速なインフラ復旧を進める。

② 農林漁業の営業再開、事業継続性の強化

1) 農家の営農再開を促進し、農業の有する多面的機能の維持を図る(4-2-1)【農林水産課】

- ・農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建等の支援を実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る。

2) 農業、漁業の事業継続性、防災・減災力の強化(4-1-2)【農林水産課】

- ・農林水産関係の事業者等が、自らの防災計画(事業継続計画〈BCP〉、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。)に基づき、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努めるよう働きかけるとともに、必要な支援を講じる。

③ 山地の復旧と災害に強い山づくり

1) 山地の復旧を進め、森林の保全による災害に強い山づくりを推進(4-2-2)【農林水産課】

- ・山腹崩壊等については、国や県との連携等により対策が必要な箇所の計画的な復旧と森林の再生に向けた整備を進める。
- ・地域と連携して山林の手入れなど適切な管理を行うことによる災害に強い山づくりを進めるとともに、漆の生産や漆掻きの技術継承も含め山林を活かした地域資源の活用を進める。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多面的機能支払実施面積	918ha	現状維持
森林保全対策造林事業実施面積	24ha	150ha
漁港施設機能保全計画策定箇所数	10	現状維持

(8) 国土保全

① 河川管理施設・海岸保全施設の復旧・整備

1) 河川管理施設・海岸保全施設の復旧・整備を促進(1-3-1)【土木課(河川管理施設)】

- ・河川管理施設や海岸保全施設の復旧・整備を国や県と連携して進める。

② 流域治水の取組を強化

1) 流域治水の実施を推進(1-4-1)【土木課】

- ・復興まちづくり計画の観点を踏まえ、流域治水を国や県と連携して進める。
- ・風水害リスクが高いと考えられる河川については、国・県との連携の下、河川改修等の総合的な治水対策を実施する。

③ 土砂災害対策の推進

1) 土砂災害への対応を強化(1-5-1)【土木課】

- ・大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を進める。

④ 地区防災計画及び個別避難計画による避難の実効性強化

1) 個別避難計画の作成及び避難訓練の実施(2-1-4)【福祉課】

- ・地区防災計画の見直しを進め、個別避難計画と調整を図り、地域全体での避難が円滑に行われるよう避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また訓練等により両計画の一体的な運用を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
流域治水の実施河川数	153	160
津波避難ビルの指定施設数	5箇所	4箇所
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定	100%	100%

(9) 環境

① 災害廃棄物処理の体制強化

1) 災害廃棄物処理計画の体制整備の推進(6-3-1)【環境対策課】

- ・今回の災害の経験を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ迅速な搬出と処理の計画、仮置場のリストアップを進める。
- ・県が示す「石川県災害廃棄物処理指針(市町災害廃棄物処理業務マニュアル)」等を参考に、あらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その対策を定めておく。

2) ごみ焼却施設の整備(6-3-2)【環境対策課】

- ・災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を推進する。

【目標指標】

	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
仮置場のリストアップ	3箇所	3箇所

(10) 土地利用

①復興まちづくりのための事前準備の推進

1) 被災時の支援制度情報の一元化の推進(6-1-1)【被災者生活再建支援課】

- ・被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

②相続登記の推進

1) 相続登記の促進(6-4-1)【監理課】

- ・長期間相続登記等がされていない土地の解消作業を実施するとともに、令和6年4月施行の相続登記の申請義務化をはじめとする不動産登記情報を最新化させる取組を着実に進める。

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、施策分野ごとに設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、石川県等の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や国土強靱化施策の推進に係る環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画の見直しができるものとする。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

被害状況	<p>■R6 能登半島地震(R8. 2. 27)</p> <p>○人的被害 死者 244 名 うち災害関連死 143 名 行方不明者 2 名 負傷者 215 名(重傷者) 303 名(軽傷者)</p> <p>○建物被害 住家 全壊 2,311 件 半壊(大規模～半壊含) 3,971 件 一部損壊(準半壊含) 4,352 件 計 10,634 件 非住家(半壊以上) 11,908 件</p> <p>○道路 能越自動車道及び国道 249 号でピーク時 11 箇所通行止め 県道・市道の通行止め多数 災害査定終了件数 749 件(1,117 路線：輪島 876 路線、門前 241 路線) (R7. 12)</p>
脆弱性の評価	<p>1-1-1. 住宅を主とする建築物の耐震化、安全性の確保が必要[P9] [P10]</p> <p>○地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要である。</p> <p>○防災性能や省エネルギー性能の向上といった課題に対応した施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する必要がある。</p> <p>1-1-2. 緊急輸送道路等の強靱化が必要[P14]</p> <p>○緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する必要がある。</p> <p>1-1-3. 防災教育の推進が必要[P8]</p> <p>○家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p>

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

被害状況	<p>■R6 能登半島地震</p> <p>○火災被害(地震発生直後) 焼損棟数：264 棟 焼失面積：約 49,000 m²</p>
脆弱性の評価	<p>1-2-1. 密集市街地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要[P8]</p> <p>○地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水利、防災備蓄倉庫等)、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化していく必要がある。</p> <p>1-2-2. 消防団・自主防災組織の充実強化が必要[P8]</p> <p>○自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する必要がある。</p>

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

被害状況	<p>■R6 能登半島地震</p> <p>○輪島市において津波被害はみられなかった。</p>
脆弱性の評価	<p>1-3-1. 津波対策の防災インフラ整備の推進が必要[P16]</p> <p>○堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>1-3-2. 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等の見直しと周知徹底[P9]</p> <p>○ハザードマップの見直しを踏まえ、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を見直すとともに、防災訓練の実施等により、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>1-3-3. 自動車を使った津波避難の検討が必要[P9]</p> <p>○津波発生時の避難は徒歩避難を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合等、自動車避難を検討せざるを得ない場合において、各地域で合意形成を図る必要がある。</p>

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

被害状況	<p>■R6 奥能登豪雨(R8.1.30)</p> <p>○人的被害 死者 15名うち災害関連死4名 負傷者1名(重傷者) 34名(軽傷者)</p> <p>○建物被害 住家 全壊 68件 半壊(大規模～半壊含)590件 一部損壊(準半壊含) 68件 床上浸水 55件 床下浸水 470件 計 1,251件 非住家(半壊以上) 461件</p>
脆弱性の評価	<p>1-4-1. 流域治水の取組強化が必要[P16]</p> <p>○気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速する。</p> <p>○「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。</p>

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

被害状況	<p>■R6 奥能登豪雨</p> <p>○住家被害 全壊 68件 半壊(大規模～半壊含) 590件 一部損壊(準半壊含) 68件 床上浸水 55件 床下浸水 470件</p>
脆弱性の評価	<p>1-5-1. 土砂災害の発生を防止するインフラ整備の推進が必要[P16]</p> <p>○将来見込まれる気候変動を踏まえ、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防えん堤等の整備等を行うのみならず、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定し、必要な対策を講じていくことが重要である。</p> <p>○豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養</p>

	機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する必要がある。
--	--

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	<p>1-6-1. 冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との連携強化が必要[P14]</p> <p>○大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、躊躇ない通行止めなどを推し進める。</p> <p>1-6-2. 送配電設備の耐雪害対策が必要[P12]</p> <p>○雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める必要がある。</p>
--------	--

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

被害状況	<p>■R6 能登半島地震、R6 奥能登豪雨</p> <p>○人的被害(地震) 死者 244 名 うち災害関連死 143 名 行方不明者 2 名 負傷者 215 名(重傷者) 303 名(軽傷者) (R8. 2. 27)</p> <p>○人的被害(豪雨) 死者 15 名うち災害関連死 4 名 負傷者 1 名(重傷者) 34 名(軽傷者) (R8. 1. 30)</p>
脆弱性の評価	<p>2-1-1. 大規模災害時の状況把握、救助、被害拡大の防止等を行う体制強化が必要[P7]</p> <p>○TEC-FORCE と連携する消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員との連携体制、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。</p> <p>2-1-2. 大規模災害時の活動拠点の耐震性強化が必要[P14]</p> <p>○自衛隊の艦船が迅速に救援物資を輸送するためには、輸送・補給拠点となる施設等が必要である。</p> <p>2-1-3. 大規模災害時の活動経路の確保が必要[P9]</p> <p>○大規模災害時における活動経路の耐災害性を向上させるとともに、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われる体制の整備が必要である。</p> <p>2-1-4. 個別避難計画の作成が必要[P16]</p> <p>○個別避難計画を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進することが必要である。</p>

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の評価	<p>2-2-1. 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要[P11]</p> <p>○大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の</p>
--------	--

	<p>保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制の確保が必要である。</p> <p>○災害時において医療機関が都道府県や DMAT 等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、非常用通信手段を整備することが必要である。</p> <p>2-2-2. 医療施設の耐震化が必要 [P11]</p> <p>○未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を推進する必要がある。</p> <p>○災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施していく必要がある。</p> <p>2-2-3. 医療物資搬送等のための道路網確保が必要 [P11]</p> <p>○DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための道路等整備、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を進める必要がある。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など取組を進める必要がある。</p>
--	--

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

被害状況	<p>■R6 能登半島地震、R6 奥能登豪雨</p> <p>○人的被害(地震) 死者 244 名 うち災害関連死 143 名 (R8. 2. 27)</p> <p>○人的被害(豪雨) 死者 15 名うち災害関連死 4 名 (R8. 1. 30)</p> <p>○応急仮設住宅建設数 2, 897 件 (R7. 4. 14)</p>
脆弱性の評価	<p>2-3-1. 避難所における生活環境の向上が必要 [P 7]</p> <p>○「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き進める必要がある。</p> <p>○避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。</p> <p>○避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築していく必要がある。</p> <p>2-3-2. 各家庭や集合住宅単位の避難機能の強化が必要 [P 9]</p> <p>○被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。</p>

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

被害状況	避難者数 12, 406 名 (R6. 1. 9 時点)
脆弱性の評価	<p>2-4-1. 応急用食料・飲料水の備蓄が必要 [P 8]</p> <p>○食料物資が調達できない場合を回避するには、平時に民間の食料事業者等の協力の下、応急用食料の調達可能量の調査を行い、食料不足が生じないようにすることが重要である。</p>

	<p>2-4-2. 上水道の強靱化が必要 [P10]</p> <p>○大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上水道の基幹管路の耐震化や水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を推進することが必要である。</p> <p>2-4-3. 災害時の電力供給確保の多様化が必要 [P12]</p> <p>○被災地において電力供給の停止を防ぐため、送電網の強靱化及び、自立・分散化型の発電をはじめ、非常用電源の多様化が必要である。</p> <p>2-4-4. 燃料供給が可能となるよう対策が必要 [P13]</p> <p>○ガソリンスタンド(SS)過疎地において、災害時に燃料供給途絶が生じないよう対策を推進していく必要がある。</p>
--	---

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

被害状況	孤立集落 33 箇所(避難所数 40 施設) (R6. 1. 9 時点)
脆弱性の評価	<p>2-5-1. 緊急輸送道路の対策が必要 [P14]</p> <p>○緊急輸送道路の法面・盛土において、災害リスクや近年の被災事例等を踏まえ、耐災害性評価(リスクアセスメント)等も参考にしつつ、効率的・効果的に対策を推進する必要がある。</p> <p>2-5-2. 道路等の啓開に必要な体制の強化が必要 [P14]</p> <p>○災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。</p>

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

脆弱性の評価	<p>2-6-1. 避難所における感染症対策が必要 [P11]</p> <p>○感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組が必要である。</p> <p>2-6-2. 災害時における、し尿処理の体制整備が必要 [P10]</p> <p>○感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要がある。</p>
--------	---

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の評価	<p>3-1-1. 業務継続計画の整備と継続的な見直しが必要 [P 7]</p> <p>○複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画については、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに 非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する必要がある。</p>
--------	--

	<p>3-1-2. 通信手段の確保、人材育成が必要[P 7] [P13]</p> <p>○防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できる体制が必要である。</p> <p>○通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入することが望ましい。</p> <p>3-1-3. 公共既設の耐震化、非常用電源の整備が必要[P 7]</p> <p>○公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める必要がある。</p>
--	--

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

脆弱性の評価	<p>4-1-1. 農林水産業の生産基盤の耐震化を進めることが必要[P15]</p> <p>○農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化・耐津波化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。</p> <p>4-1-2. 農業、漁業の事業継続性、防災・減災力の強化が必要[P15]</p> <p>○農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。</p> <p>○漁港管理者や漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する必要がある。</p>
--------	--

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性の評価	<p>4-2-1. 農業の有する多面的機能の維持を図ることが必要[P15]</p> <p>○農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。</p> <p>○耕作放棄地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。</p> <p>4-2-2. 森林の保全による山地災害の防止力強化が必要[P15]</p> <p>○大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のためには、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する必要がある。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、治山対策のより一層の推進が重要である。</p> <p>○森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等が必要である。</p> <p>○豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT 等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進することが重要である。</p>
--------	--

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の評価	<p>5-1-1. 通信インフラの強靱化、代替性の確保が必要[P13]</p> <p>○災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を進める必要がある。</p>
--------	---

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

被害状況	○停電ピーク時 6,200 戸
脆弱性の評価	<p>5-2-1. 電力融通の円滑化、災害時の電力供給機能の強化が必要[P12]</p> <p>○災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める必要がある。</p> <p>○大規模災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する必要がある。</p> <p>5-2-2. 分散型の電力システムの構築が必要[P12]</p> <p>○大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める必要がある。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める必要がある。</p> <p>○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。</p>

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の評価	<p>5-3-1. 燃料供給ルートの実確な確保が必要[P13]</p> <p>○燃料等の供給ルートを実確に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>5-3-2. 地域のエネルギー拠点の災害対応力の強化[P12]</p> <p>○サービスステーション(SS)の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス充填所等の災害対応力の強化を推進する。また、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。</p>
--------	---

	<p>○保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る必要がある。</p>
--	--

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	<p>5-4-1. 水道施設の早急な応急対応を可能とする体制構築が必要[P10]</p> <p>○水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であり、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化を促進する必要がある。</p> <p>5-4-2. 下水道施設、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止の防止が必要[P10]</p> <p>○大規模地震発生時における長期間にわたる下水道施設の機能停止による感染症のまん延を防ぐため、病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要がある。</p> <p>○汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの活用状況を調査し、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、地方公共団体が施設の老朽化・耐震対策を実施するための支援を引き続き行っていく必要がある。</p>
--------	--

6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性の評価	<p>6-1-1. 被災時の支援制度情報の一元化が必要[P17]</p> <p>○災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備しておく必要がある。</p>
--------	---

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性の評価	<p>6-2-1. 災害ボランティアの受入れ環境整備が必要[P 8]</p> <p>○被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアの受入れ環境の整備が必要である。</p> <p>6-2-2. 建設産業の担い手の確保・育成のための取組が必要[P14]</p> <p>○建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める必要がある。</p> <p>6-2-3. 災害対応のDX技術を運用できる人材の確保が必要[P 7]</p> <p>○現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。</p>
--------	---

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	<p>6-3-1. 災害廃棄物処理計画の体制整備が必要[P16]</p> <ul style="list-style-type: none">○有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係るノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める必要がある。○継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組んでいく必要がある。 <p>6-3-2. ごみ焼却施設の老朽化対策が必要[P17]</p> <ul style="list-style-type: none">○適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める必要がある。
--------	--

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	<p>6-4-1. 相続登記の促進が必要[P17]</p> <ul style="list-style-type: none">○長期間相続登記がされていない土地が多数存在することから、引き続き解消作業を実施する必要がある。 <p>6-4-2. 復旧・復興計画においてデジタル技術活用による被災状況把握が必要[P13]</p> <ul style="list-style-type: none">○家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT技術の活用を図っていくことが必要である。
--------	---

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性の評価	<p>6-5-1. 文化財の被害を抑制する整備実施が必要[P10]</p> <ul style="list-style-type: none">○文化財への被害を抑えるため、消火栓・放水銃等の整備や、格子壁等による耐震補強、耐震診断、修理の際の補強工事、施設整備、地盤の崩落防止措置、適切な周期での必要な整備等の実施が必要である。○個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。 <p>6-5-2. 地域コミュニティの崩壊を防ぐ取組が必要[P10]</p> <ul style="list-style-type: none">○コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。
--------	--